

## 存続期間延長登録出願の拒絶要件

弁護士法人関西法律特許事務所 知的財産法研究会 弁護士 **村林 隆**一 弁護士 **田上 洋平** 

一裁判例 最高裁第三小法廷平成27年11月17日 (平26(行ヒ)第356号)― (裁判所ホームペーシ最高裁判所判例集)

## 第1. 裁判例の事案と判示内容

## 1. 事案の概要

発明の名称を「血管内皮細胞増殖因子アンタゴニスト」とする特許(特許第3398382号。以下、この特許を「本件特許」という。)の特許権者である X が、本件特許に係る発明の実施に政令で定める処分を受けることが必要であったとして、5年の存続期間の延長登録を求めて、本件特許につき特許権の存続期間延長登録の出願(以下「本件出願」という。)をした。

これに対し、特許庁は本件出願の理由となった医薬品医療機器等法<sup>1</sup>(平成25年法律第84号による改正前の題名は薬事法。以下、改正の前後を問わず「医薬品医療機器等法」とする。)の規定による医薬品の製造販売の承認(以下「本件処分」という。)に先行して、同一の本件発明について同法による製造販売の承認(以下「先行処分」という。)がされていることから、特許法67条の3第1項1号に該当するとして拒絶査定を行い、Xは拒絶査定不服審判(不服2011-8105号)を請求したが、特許庁は請求不成立の審決をした。Xは当該審決に対して審決取消訴訟を提起したところ、知的財産高等裁判所は特別部(大合議)にて審理し、Xの請求を認容し審決を取り消した(知財高判平成26年5月30日/平成25年(行ケ)第10195号事件)。

当該知財高裁判決に対して特許庁が上告受理申立を行ったところ、上告を受理して審理したの が本件判決であり、争点は特許法67条の3第1項1号の解釈である。

## 2. 事実と本件判決までの経緯

(1) 時系列

本件の事実関係を時系列に沿って整理すると次のとおりである。

<sup>1</sup> 正式には「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」である。